

○土地改良区定款例（昭和40年 3 月22日付け40農地B第881号農林水産農地局長通知）一部改正新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
（目的） 第1条 この土地改良区は、農業生産の基盤の整備及び<u>保全</u>を図り、もって農業の生産性の向上、<u>農業生産の増大、消費者の需要に即した農業生産の推進、農業構造の改善及び農業生産活動の継続的な実施</u>に資することを目的とする。 （事業） 第4条 （略） <u>2 この土地改良区は、前項のほか、農業集落排水施設整備事業の計画、情報通信環境整備事業の計画及び連携管理保全計画の定めるところにより、次に掲げる事業を行う。</u> 一 <u>農業集落排水施設整備事業</u> 二 <u>情報通信環境整備事業</u> 三 <u>連携管理保全事業</u> <u>3 この土地改良区は、第1項第○号の事業に附帯して次に掲げる事業を行う。</u> （削る。） <u>一～三 （略）</u> （削る。） （削る。） <u>四 荒廃農地の発生防止のために行う事業</u> <u>4～7 （略）</u> 【備考】	（目的） 第1条 この土地改良区は、農業生産の基盤の整備及び<u>開発</u>を図り、もって農業の生産性の向上、<u>農業総生産の増大、農業生産の選択的拡大及び農業構造の改善</u>に資することを目的とする。 （事業） 第4条 （略） （新設） <u>2 この土地改良区は、前項第○号の事業に附帯して次に掲げる事業を行う。</u> 一 <u>農業集落排水事業</u> 二～四 （略） <u>五 簡易水道事業</u> <u>六 養魚事業</u> （新設） <u>3～6 （略）</u> 【備考】

第2項から第7項までの各規定で不要のものは削除すること。なお、第2項及び第3項については附帯事業計画のあるものに限定して規定すること。

(公告の方法)

第6条 この土地改良区の公告は、事務所の掲示場に掲示してこれをするとともに、その公告の内容についてインターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法を併せて行う。

【備考】

自らのウェブサイト有しておらず、かつ、関係団体又は関係機関のウェブサイトへの掲載もできない場合など、インターネットによる公表が困難な場合には、本条を次のように改めることができる。

(公告の方法)

第6条 この土地改良区の公告は、事務所の掲示場及びこの土地改良区の地区の属する市町村の事務所の掲示場に掲示してこれをする。

2 (略)

第2章 准組合員及び施設管理准組合員
(准組合員等たる資格)

第7条 (略)

2 次に掲げる団体その他の者であつて、この土地改良区の地区内において土地改良施設の管理に関連する活動を行うものは、この土地改良区の施設管理准組合員となることができる。

第2項から第6項までの各規定で不要のものは削除すること。なお、第2項については附帯事業計画のあるものに限定して規定すること。

(公告の方法)

第6条 この土地改良区の公告は、事務所の掲示場及びこの土地改良区の地区の属する市町村の事務所の掲示場に掲示してこれをするとともに、その公告の内容についてインターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法を併せて行う。

【備考】

自らのウェブサイト有しておらず、また関係団体又は関係機関のウェブサイトへの掲載もできない場合など、インターネットによる公表が困難な場合には、本条を次のように改めること。

(公告の方法)

第6条 この土地改良区の公告は、事務所の掲示場及びこの土地改良区の地区の属する市町村の事務所の掲示場に掲示してこれをする。

2 (略)

第2章 准組合員及び施設管理准組合員
(准組合員等たる資格)

第7条 (略)

2 農地維持、資源向上等の多面的機能発揮促進事業を行う活動組織その他の団体であつて、この土地改良区の地区内において土地改良施設の管理に関連する活動を行うものは、この土地改良区の

二 農地維持、資源向上等の多面的機能発揮促進事業を行う広域活動組織、活動組織又はこれらの構成員

二 農地・農業用水等の資源保全活動、造成施設の保全管理活動、農村環境保全活動、住民参加型直営施工活動、荒廃農地解消活動、農村地域防災活動等の地域貢献活動を行う団体その他の者

(准組合員等の加入)

第8条 (略)

2 (略)

3 この土地改良区の施設管理准組合員になろうとする団体その他の者は、次に掲げる事項を記載した加入申込書を土地改良区に提出しなければならない。

一 施設管理准組合員になろうとする個人の氏名、生年月日及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地、その他の者にあっては、その名称、住所及び代表者の氏名）

二 (略)

4 前項の場合においては、加入申込書に、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 個人以外のものにあっては、定款又はこれに代わるべき書類（削る。）

二 土地改良施設の管理に関連する活動の実績又は計画を記載した書面

5 (略)

(議決方法の特例等)

施設管理准組合員となることができる。

(准組合員等の加入)

第8条 (略)

2 (略)

3 この土地改良区の施設管理准組合員になろうとする団体は、次に掲げる事項を記載した加入申込書を土地改良区に提出しなければならない。

一 施設管理准組合員になろうとする団体の名称、住所及び代表者の氏名（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）

二 (略)

4 前項の場合においては、加入申込書に、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 定款又はこれに代わるべき書類

二 団体の主たる構成員がこの土地改良区の地区の周辺の地域内に住所を有する者であることを証する書面

三 土地改良施設の管理に関連する活動の実績又は計画を記載した書面

5 (略)

(議決方法の特例等)

第20条 総代会においては、定款の変更、土地改良事業計画の作成及び変更、土地改良事業の廃止、連携管理保全計画の認可の申請、役員の変更、規約の設定、変更及び廃止、管理規程の設定、変更及び廃止、利水調整規程の設定、変更及び廃止、合併、解散、組織変更、法第83条の2第3項の規定による権利義務の承継その他重要な事項を除いて、急施を要することが明白である事項に限り、あらかじめ通知した事項以外の事項であってもこれを議決することができる。

第4章 役員

(役員の定数)

第25条 (略)

2 前項の監事定数のうち、○人は法第18条第7項各号の全てに該当する者とする。

【備考】

①・② (略)

③ 法第18条第7項ただし書の規定により員外監事を入れない場合には、第2項を削除すること。

④ 組合員である監事の定数を定める場合には、第2項を次のとおり改めること。

2 前項の監事定数のうち、○人は組合員とし、○人は法第18条第7項各号の全てに該当する者とする。

⑤ 役員の定数を○人以上○人以内と規定する場合には、上限の定数は下限の定数の1.5倍までとすること。

⑥ (略)

第20条 総代会においては、定款の変更、土地改良事業計画の設定、変更、土地改良事業の廃止、役員の変更、規約の設定、変更及び廃止、管理規程の設定、変更及び廃止、利水調整規程の設定、変更及び廃止並びに合併及び解散その他重要な事項を除いて、急施を要することが明白である事項に限り、あらかじめ通知した事項以外の事項であってもこれを議決することができる。

第4章 役員

(役員の定数)

第25条 (略)

2 前項の監事定数のうち、○人は法第18条第6項各号の全てに該当する者とする。

【備考】

①・② (略)

③ 法第18条第6項ただし書の規定により員外監事を入れない場合には、第2項を削除すること。

④ 組合員である監事の定数を定める場合には、第2項を次のとおり改めること。

2 前項の監事定数のうち、○人は組合員とし、○人は法第18条第6項各号の全てに該当する者とする。

⑤ (略)

(賦課金以外の徴収金についての過怠金)

第51条 前条の規定による加入金、法第43条第2項の規定による決済により徴収すべき金銭、法第53条の8第2項の規定により徴収すべき金銭、同条第3項の規定により徴収すべき仮清算金及び換地計画において定める清算金については、第45条の規定を準用する。

(基本財産)

第52条 (略)

2 (略)

3 この土地改良区は、その管理する土地改良施設（当該土地改良施設と密接に関連する施設を含む。）について、将来行われるべき当該土地改良施設の更新のために行う当該土地改良施設の変更に必要となる費用に充てるための資金を、前項の基本財産として積み立てるものとする。

(財産の分配の制限)

第53条 この土地改良区の財産については、組合員に分配することができない。

(残余財産の帰属者)

第54条 この土地改良区が解散（合併による解散を除く。）した場合における残余財産は、解散のときにおける理事会の議決により選定した地方公共団体、他の土地改良区又は土地改良施設の管理を行う認可地縁団体若しくは一般社団法人に帰属する。

(賦課金以外の徴収金についての過怠金)

第51条 前条の規定による加入金、法第42条第2項の規定による決済により徴収すべき金銭、法第53条の8第2項の規定により徴収すべき金銭、同条第3項の規定により徴収すべき仮清算金及び換地計画において定める清算金については、第45条の規定を準用する。

(基本財産)

第52条 (略)

2 (略)

(新設)

(財産の分配の制限)

第53条 この土地改良区の財産については、解散（合併の場合を除く。）のときでなければ組合員に分配することができない。

(新設)

2 前項の理事会の議決により残余財産を帰属させる者を選定しようとするときは、あらかじめその者の承諾を得ておかなければならない。

第55条 (略)

(電磁的方法)

第56条 この定款の規定により、書面を交付することとされる通知その他の行為については、規約の定めるところにより、書面の交付又はその他の行為に代えて、電磁的方法により行うことができるものとする。

2 (略)

第57条 (略)

第54条 (略)

(電磁的方法)

第55条 この定款の規定により、書面を交付することとされる通知その他の行為については、規約の定めるところにより、書面の交付に代えて、電磁的方法により行うことができるものとする。

2 (略)

第56条 (略)

[定款附属書]

土地改良区総代選挙規程例
何土地改良区総代選挙規程

(総代の被選挙権)

第1条 次に掲げる者は、総代の被選挙権を有しない。

一・二 (略)

三 拘禁以上の刑に処せられた者でその執行を終わるまでのもの

(選挙の公告)

第4条 (略)

2 (略)

【備考】

① 総会選挙制をとる場合、第4条第2項中「投票終了の時刻、」を削る。

② 総会選挙制をとる場合であって、電磁的方法による投票を可能とするときは、第4条第2項を次のように改めること。

2 前項の公告には、投票開始の時刻、選挙区ごとに選挙する総代の数、投票用紙に記載すべき選挙する総代の数、電磁的方法による投票を行う旨及び電磁的方法による投票を行うために必要な事項を記載するものとする。

[定款附属書]

土地改良区総代選挙規程例
何土地改良区総代選挙規程

(総代の被選挙権)

第1条 次に掲げる者は、総代の被選挙権を有しない。

一・二 (略)

三 禁錮以上の刑に処せられた者でその執行を終わるまでのもの

(選挙の公告)

第4条 (略)

2 (略)

【備考】

総会選挙制をとる場合、第4条第2項中「投票終了の時刻、」を削除する。

(投票)

第12条 (略)

2～5 (略)

【備考】

① (略)

② 総会選挙制をとる場合は、第4項を削り、第5項を次のとおり改める。

4 第4条の規定により公告した投票開始の時刻に総会に出席していない者は、投票することができない。

③ 総会選挙制をとる場合であって、電磁的方法による投票を可能とするときは、第5項の次に次の1項を加えること。

6 電磁的方法による投票については、前5項の規定に準じた適切な方法によることとし、かつ、投票の秘密を保持することができる方法によらなければならない。

(無効投票)

第15条 (略)

【備考】

総会選挙制をとる場合であって、電磁的方法による投票を可能とするときは、第1号中「所定の用紙を用いないもの」を「投票用紙として所定の用紙を用いないもの又はあらかじめ公告された方法以外の電磁的方法により投票を行うもの」に改め、第8号の次に次の1号を加えること。

九 電磁的方法による投票において、開票管理者の使用に係る電子計算機から総代の候補者の氏名を確認し難いもの

(投票)

第12条 (略)

2～5 (略)

【備考】

① (略)

② 総会選挙制をとる場合は、第4項を削除し、第5項を次のとおり改める。

4 第4条の規定により公告した投票開始の時刻に総会に出席していない者は、投票することができない。

(無効投票)

第15条 (略)

(新設)

(候補者の立候補等の届出)

第16条 (略)

2～4 (略)

【備考】

総会選挙制をとる場合であって、電磁的方法による投票を可能とするときは、第4項中「公告し、かつ、選挙の当日投票所に掲示するものとする」を「公告するものとする」に改め、第6項を第8項とし、第5項を第7項として、第4項の次に次の2項加えること。

5 総会の場所を定めなかったときは、この土地改良区は、総会に出席する組合員へ、選挙の当日電磁的方法により前項の事項を示すものとする。

6 総会の場所を定めたときは、この土地改良区は、第4項の事項を、選挙の当日投票所に掲示するとともに、総会の場所に存しないで総会に出席する組合員へ電磁的方法により示すものとする。

5・6 (略)

[定款附属書]

土地改良区役員選挙規程例

何土地改良区役員選挙規程

(役員の被選挙権)

第1条 次に掲げる者は、理事の被選挙権を有しない。

- 一 組合員でない者
- 二 法人
- 三 未成年者

(候補者の立候補等の届出)

第16条 (略)

2～4 (略)

(新設)

5・6 (略)

[定款附属書]

土地改良区役員選挙規程例

何土地改良区役員選挙規程

(役員の被選挙権)

第1条 次に掲げる者は、理事の被選挙権を有しない。

- 一 組合員でない者
- 二 法人
- 三 未成年者

四 破産者で復権のできないもの

五 拘禁以上の刑に処せられた者でその執行を終わるまでのもの又はその執行を受けることがなくなるまでのもの

2 (略)

【備考】

① (略)

② 法第18条第7項ただし書の規定により、組合員でない監事を入れない場合は、第1項中「理事」を「役員」に改め、第2項を削ること。

③ (略)

第2条 (略)

2 役員のうち土地改良法（以下「法」という。）第18条第7項各号に該当する監事（以下「員外監事」という。）は、第16条第3項の規定による届出のあった組合員でない監事の候補者のうちから、その他の監事は同条第2項又は第3項の規定による届出のあった監事の候補者のうちから、それぞれ選挙する。

3 第1項の規定による理事の被選挙区及びその区域から選挙すべき役員の定数は、次のとおりとする。

被選挙区	被選挙区域	定 数
		理事数
第1被選挙区	何村及び何村(大字何を除く。)	○人
第2被選挙区	何村大字何及び何村	○人
第3被選挙区	何町	○人
第4被選挙区	何町及び何村	○人

四 破産者で復権のできないもの

五 禁錮以上の刑に処せられた者でその執行を終わるまでのもの又はその執行を受けることがなくなるまでのもの

2 (略)

【備考】

① (略)

② 法第18条第6項ただし書の規定により、組合員でない監事を入れない場合は、第1項中「理事」を「役員」に改め、第2項を削ること。

③ (略)

第2条 (略)

2 役員のうち土地改良法（以下「法」という。）第18条第6項各号に該当する監事（以下「員外監事」という。）は、第16条第3項の規定による届出のあった組合員でない監事の候補者のうちから、その他の監事は同条第2項又は第3項の規定による届出のあった監事の候補者のうちから、それぞれ選挙する。

3 第1項の規定による理事の被選挙区及びその区域から選挙すべき役員の定数は、次の通りとする。

被選挙区	被選挙区域	定 数
		理事数
第1被選挙区	何村及び何村(大字何を除く。)	○人
第2被選挙区	何村大字何及び何村	○人
第3被選挙区	何町	○人
第4被選挙区	何町及び何村	○人

．．．．．	．．．．．	
-------	-------	--

【備考】

- ① 理事定数のうち、耕作又は養畜の業務を営む組合員（法人を除き、組合員たる法人の業務を執行する役員を含む。以下「耕作者理事」という。）の定数を定める場合には、第３項の表を次のように改めること。

被選挙区	被選挙区域	定 数
		理事数（うち耕作者理事）
第１被選挙区	何村及び何村（大字何を除く。）	○人（○人）
第２被選挙区	何村大字何及び何村	○人（○人）
第３被選挙区	何町	○人（○人）
第４被選挙区	何町及び何村	○人（○人）
．．．．．	．．．．．	

- ② 多様な人材の積極的な登用に向け、土地改良区の区域の全域を対象とする被選挙区域を設ける場合は、第３項の表を次のように改めること。

被選挙区	被選挙区域	定 数
		理事数
第１被選挙区	何村及び何村（大字何を除く。）	○人
第２被選挙区	何村大字何及び何村	○人
第３被選挙区	何町	○人
第４被選挙区	何町及び何村	○人
第５被選挙区	何土地改良区の区域全域	○人
．．．．．	．．．．．	

．．．．．	．．．．．	
-------	-------	--

【備考】

- 理事定数のうち、耕作又は養畜の業務を営む組合員（法人を除き、組合員たる法人の業務を執行する役員を含む。以下「耕作者理事」という。）の定数を定める場合には、第３項の表を次のように改めること。

被選挙区	被選挙区域	定 数
		理事数（うち耕作者理事）
第１被選挙区	何村及び何村（大字何を除く。）	○人（○人）
第２被選挙区	何村大字何及び何村	○人（○人）
第３被選挙区	何町	○人（○人）
第４被選挙区	何町及び何村	○人（○人）
．．．．．	．．．．．	

（新設）

また、この場合、第4項の次に次の1項を加えること。

- 5 役員のうち第5被選挙区の理事は、何土地改良区の区域全域に所属する組合員のうちから選挙するものとし、当該被選挙区の候補者は他の被選挙区の候補者と重複することができないものとする。

- ③ 役員のうち組合員である理事の定数を○人以上○人以内と定めている場合は、第3項の表を次のように改めること。

被選挙区	被選挙区域	定 数
		理事数
第1被選挙区	何村及び何村(大字何を除く。)	○人
第2被選挙区	何村大字何及び何村	○人
第3被選挙区	何町	○人
第4被選挙区	何町及び何村	○人
第5被選挙区	何土地改良区の区域全域	○人以上○人以内
・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・	

また、この場合、第4項の次に次の1項を加えること。

- 5 役員のうち第5被選挙区の理事は、何土地改良区の区域全域に所属する組合員のうちから選挙するものとし、当該被選挙区の候補者は他の被選挙区の候補者と重複することができないものとする。

4 (略)

【備考】

- ① 組合員でない理事を入れる場合は、第1項を次のように改めること。
(役員の選挙)

(新設)

4 (略)

【備考】

- ① 組合員でない理事を入れる場合は、第1項中「役員のうち」の次に「組合員である」を加え、第2項中「役員のうち」の次に「組合員でない理事、」を加え、「監事の候補者」を「役員の

第2条 役員のうち組合員である理事は、各被選挙区につきその区域に所属する組合員のうちから、役員のうち組合員でない理事は、第16条第3項の規定による届出のあった組合員でない理事の候補者のうちから、それぞれ選挙するものとする。

② (略)

(選挙の通知及び公告)

第4条 (略)

2 (略)

【備考】

① 総代会において電磁的方法による投票を可能とする場合、第2項を次のように改めること。

2 前項の通知及び公告には、投票開始の時刻、選挙する理事又は監事の数（組合員である役員については被選挙区ごとのそれぞれの数、組合員でない役員についてはその数。以下同じ。）、投票用紙に記載すべき選挙する理事又は監事の数、電磁的方法による投票を行う旨及び電磁的方法による投票を行うために必要な事項を記載するものとする。

② 総会外選挙制をもとる場合は、

ア (略)

イ (略)

第8条 開票管理者は、開票に関する事務を担当し、開票立会人立会の上、投票箱を開き、投票を点検し、開票立会人の意見を聴いて投票の効力を決定し、直ちにその結果を選挙管理者に報告する

候補者」に改めること。

② (略)

(選挙の通知及び公告)

第4条 (略)

2 (略)

【備考】

(新設)

総会外選挙制をもとる場合は、

ア (略)

イ (略)

第8条 開票管理者は、開票に関する事務を担当し、開票立会人立会の上、投票箱を開き、投票を点検し、開票立会人の意見をきいて投票の効力を決定し、直ちにその結果を選挙管理者に報告する

とともに、開票録を作って開票に関する次第を記載し、開票立会人とともにこれに署名しなければならない。

2 (略)

(投票)

第12条 (略)

2～4 (略)

【備考】

- ① 組合員でない理事を入れる場合は、第3項中「理事」を「組合員である理事及び組合員でない理事」に改めること。
- ② 総会外選挙制をとる場合は、第4項中「第4条」を「総代会における選挙にあつては第4条」に、「出席していない者は、」を「出席していない者、総代会外における選挙にあつては午後5時までに投票所に到着していない者は、」に改め、第4項の次に次の1項を加えること。
5 総代会外における選挙にあつては、投票開始の時刻は午前7時とし、投票終了の時刻は午後5時とする。
- ③ 総代会において電磁的方法による投票を可能とするときは、第4項の次に次の1項を加えること。
5 電磁的方法による投票については、前4項の規定に準じた適切な方法によることとし、かつ、投票の秘密を保持することができする方法によらなければならない。

(投票の無効)

第15条 次の各号に掲げる投票は、無効とする。

一～八 (略)

とともに、開票録を作って開票に関する次第を記載し、開票立会人とともにこれに署名しなければならない。

2 (略)

(投票)

第12条 (略)

2～4 (略)

【備考】

- ① 組合員でない理事を入れる場合は、第3項中「理事」を「組合員である理事及び組合員でない理事」に改めること。
- ② 総会外選挙制をとる場合は、第4項中「第4条」を「総代会における選挙にあつては第4条」に、「出席していない者は、」を「出席していない者、総代会外における選挙にあつては午後5時までに投票所に到着していない者は、」に改め、第4項の次に次の1項を加えること。
5 総代会外における選挙にあつては、投票開始の時刻は午前7時とし、投票終了の時刻は午後5時とする。

(投票の無効)

第15条 次の各号に掲げる投票は、無効とする。

一～八 (略)

【備考】

総代会において電磁的方法による投票を可能とする場合、第1号中「所定の用紙を用いないもの」を「投票用紙として所定の用紙を用いないもの又はあらかじめ通知された方法以外の電磁的方法により投票を行うもの」に改め、第8号の次に次の1号を加えること。

九 電磁的方法による投票において、開票管理者の使用に係る電子計算機から理事又は監事の候補者の氏名を確認し難いもの

(候補者の立候補等の届出)

第16条 (略)

2～6 (略)

【備考】

総代会において電磁的方法による投票を可能とする場合、第4項中「公告し、かつ、選挙の当日投票所に掲示するものとする。」を「公告するものとする。」に改め、第6項を第8項とし、第5項を第7項として、第4項の次に次の2項を加えること。

5 総代会の場所を定めなかったときは、この土地改良区は、総代会に出席する総代へ、選挙の当日電磁的方法により前項の事項を示すものとする。

6 総代会の場所を定めたときは、この土地改良区は、第4項の事項を、選挙の当日投票所に掲示するとともに、総代会の場所に存しないで総代会に出席する総代へ電磁的方法により示すものとする。

(新設)

(候補者の立候補等の届出)

第16条 (略)

2～6 (略)

(新設)

(補欠選挙)

第28条 (略)

【備考】

役員の定数を○人以上○人以内と定めている場合は、本条を次のように改めること。

第28条 役員の数が定款で定める定数の下限を下回った場合は、前条の規定により当選人を定めることができることを除き、その不足の員数につき、補欠選挙を行わなければならない。ただし、役員に欠員を生じた時が役員の任期満了前3月以内であるときは、監事が1人となる場合及び員外監事の全員が欠けた場合を除き、次の総代会まで補欠選挙を行わないことができる。

[定款附属書]

土地改良区役員選任規程例

何土地改良区役員選任規程

(役員の被選任)

第1条 次に掲げる者は、理事の被選任権を有しない。

一～四 (略)

五 拘禁以上の刑に処せられた者でその執行を終るまでのもの
又はその執行を受けることがなくなるまでのもの

2 (略)

【備考】

① (略)

② 法第18条第7項ただし書の規定により、組合員でない監事を入れない場合は、第1項中「理事」を「役員」に改め、第2項

(補欠選挙)

第28条 (略)

(新設)

[定款附属書]

土地改良区役員選任規程例

何土地改良区役員選任規程

(役員の被選任)

第1条 次に掲げる者は、理事の被選任権を有しない。

一～四 (略)

五 禁錮以上の刑に処せられた者でその執行を終るまでのもの
又はその執行を受けることがなくなるまでのもの

2 (略)

【備考】

① (略)

② 法第18条第6項ただし書の規定により、組合員でない監事を入れない場合は、第1項中「理事」を「役員」に改め、第2項

を削ること。

③ (略)

(役員の選任)

第2条 (略)

2 役員のうち土地改良法（以下「法」という。）第18条第7項各号に該当する監事（以下「員外監事」という。）は、組合員でない監事の候補者のうちから、その他の監事と区分して、それぞれ選任する。

3 第1項の規定による理事の被選任区及びその区域から選任すべき役員の定数は、次の通りとする。

被選任区	被選任区域	定 数
		理事数
第1被選任区	何村及び何村(大字何を除く。)	○人
第2被選任区	何村大字何及び何村	○人
第3被選任区	何町	○人
第4被選任区	何町及び何村	○人
.....		

【備考】

① 理事定数のうち、耕作又は養畜の業務を営む組合員（法人を除き、組合員たる法人の業務を執行する役員を含む。以下「耕作者理事」という。）の定数を定める場合には、第3項の表を次のように改めること。

被選任区	被選任区域	定 数
		理事数 (うち耕作者理事)

を削ること。

③ (略)

(役員の選任)

第2条 (略)

2 役員のうち土地改良法（以下「法」という。）第18条第6項各号に該当する監事（以下「員外監事」という。）は、組合員でない監事の候補者のうちから、その他の監事と区分して、それぞれ選任する。

3 第1項の規定による理事の被選任区及びその区域から選任すべき役員の定数は、次の通りとする。

被選任区	被選任区域	定 数
		理事数
第1被選任区	何村及び何村(大字何を除く。)	○人
第2被選任区	何村大字何及び何村	○人
第3被選任区	何町	○人
第4被選任区	何町及び何村	○人
.....		

【備考】

理事定数のうち、耕作又は養畜の業務を営む組合員（法人を除き、組合員たる法人の業務を執行する役員を含む。以下「耕作者理事」という。）の定数を定める場合には、第3項の表を次のように改めること。

被選任区	被選任区域	定 数
		理事数 (うち耕作者理事)

第1被選任区	何村及び何村(大字何を除く。)	○人 (○人)
第2被選任区	何村大字何及び何村	○人 (○人)
第3被選任区	何町	○人 (○人)
第4被選任区	何町及び何村	○人 (○人)
.....		

② 多様な人材の積極的な登用に向け、土地改良区の区域の全域を対象とする被選任区域を設ける場合は、第3項の表を次のように改めること。

被選任区	被選任区域	定 数
		理事数
第1被選挙区	何村及び何村(大字何を除く。)	○人
第2被選任区	何村大字何及び何村	○人
第3被選任区	何町	○人
第4被選任区	何町及び何村	○人
第5被選任区	何土地改良区の区域全域	○人
.....		

また、この場合、第4項の次に次の1項を加えること。

5 役員のうち第5被選任区の理事は、何土地改良区の区域全域に所属する組合員のうちから選任するものとし、当該被選任区の候補者は他の被選任区の候補者と重複することができないものとする。

③ 役員のうち組合員である理事の定数を○人以上○人以内と定めている場合は、第3項の表を次のように改めること。

被選任区	被選任区域	定 数
------	-------	-----

第1被選任区	何村及び何村(大字何を除く。)	○人 (○人)
第2被選任区	何村大字何及び何村	○人 (○人)
第3被選任区	何町	○人 (○人)
第4被選任区	何町及び何村	○人 (○人)
.....		

(新設)

(新設)

		理事数
第 1 被選任区	何村及び何村(大字何を除く。)	○人
第 2 被選任区	何村大字何及び何村	○人
第 3 被選任区	何町	○人
第 4 被選任区	何町及び何村	○人
第 5 被選任区	何土地改良区の区域全域	○人以上○人以内
・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・	

また、この場合、第 4 項の次に次の 1 項を加えること。

5 役員のうち第 5 被選挙区の理事は、何土地改良区の区域全域に所属する組合員のうちから選任するものとし、当該被選任区の候補者は他の被選任区の候補者と重複することができないものとする。

4 (略)

【備考】

① 組合員でない理事を入れる場合は、第 1 項を次のように改めること。

(役員の選任)

第 2 条 役員のうち理事は、各被選任区につきその区域に所属する組合員のうちから、役員のうち組合員でない理事は、組合員である理事と区分して、それぞれ選任するものとする。

② (略)

(選任議決の投票)

第 7 条 (略)

2 (略)

4 (略)

【備考】

① 組合員でない理事を入れる場合は、第 1 項中「役員のうち」の次に「組合員である」を加え、第 2 項中「役員のうち」の次に「組合員でない理事、」を加え、「監事の候補者」を「役員の候補者」に改めること。

② (略)

(選任議決の投票)

第 7 条 (略)

2 (略)

【備考】

総代会において電磁的方法による投票を可能とする場合、
ア 第1項中「無記名投票」を「無記名投票又は電磁的方法による投票」に、第2項中「所定の投票用紙に賛否を記載し、
理事長の示した時間内にこれを投票箱に入れて行わなければならない。」を「、理事長の示した時間内に、所定の投票用紙に賛否を記載しこれを投票箱に入れ、又は電磁的方法により賛否を示して行わなければならない。」に改め、第2項の次に次の1項を加えること。

3 電磁的方法による投票を行うとき、土地改良区は、総代会の招集に併せて、電磁的方法により投票を行う旨及び電磁的方法による投票を行うために必要な事項を総代に通知しなければならないこととし、かつ、投票の秘密を保持することができる方法によらなければならない。

(投票の無効)

第10条 次の各号に掲げる投票は、無効とする。

一・二 (略)

【備考】

総代会において電磁的方法による投票を可能とする場合、第1号中「所定の用紙を用いないもの」を「投票用紙として所定の用紙を用いないもの又はあらかじめ通知された方法以外の電磁的方法により投票を行うもの」に改めること。

(補欠選任)

第13条 (略)

(新設)

(投票の無効)

第10条 次の各号に掲げる投票は、無効とする。

一・二 (略)

(新設)

(補欠選任)

第13条 (略)

【備考】

役員の定数を○人以上○人以内と定めている場合は、本条を次のように改めること。

第13条 役員の数が定款で定める定数の下限を下回った場合は、その不足の員数につき、補欠選任を行わなければならない。ただし、役員に欠員を生じた時が役員の任期満了前3月以内であるときは、監事が1人となる場合及び員外監事の全員が欠けた場合を除き、次の総代会まで補欠選任を行わないことができる。

(新設)

○土地改良区規約例（昭和40年10月 5 日付け40農地B第3081号農林省農地局長通知）一部改正新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
第2章 会議 第1節 総代会 （出席） 第3条 （略） 2 （略） <u>【備考】</u> <u>採決を電磁的方法によることを可能とする場合、採決を第2項中「入場」を「出席」に、「提出し、総代の招集者は、これと引換えに代理証票を交付するものとする。」を「提出するものとする。」に改め、第2項の次に次の1項を加えること。</u> <u>3 総代の招集者は、総代会の場所を定めたときは、会議の場所に存する代理人に、第2項の委任状と引換えに代理証票を交付するものとする。</u> （採決の方法） 第11条 （略） 2・3 （略） <u>【備考】</u> <u>採決を電磁的方法によることを可能とする場合は、第3項の次に次の1項を加えること。</u> <u>4 採決を電磁的方法により行うときは、前3項の規定に準じた適切な方法によること。</u>	第2章 会議 第1節 総代会 （出席） 第3条 （略） 2 （略） （新設） （採決の方法） 第11条 （略） 2・3 （略） （新設）

第2節 理事

(理事会)

第20条 理事会は、少なくとも隔月1回開催するほか、理事長が必要と認めた場合又は理事総数の3分の1以上の請求があつた場合に開催する。

2 理事会の招集は、理事長が行う。

3 理事長は、理事会を招集しようとするときは、5日前までに日時及び議案を各理事に通知しなければならない。ただし、緊急止むを得ないときは、この限りでない。

4 理事会の場所を定めないときは、理事長は、前項の事項のほか、会議の方法を各理事に通知しなければならない。

5 理事会の場所を定めるときは、理事長は、第3項に規定する事項のほか、当該場所を各理事に通知しなければならない。

6 前項の場合において、理事が会議の場所に存しないで理事会に出席することを認めるときは、理事長は、当該出席の方法を各理事に通知しなければならない。

7 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の議事録)

第23条 議長は、次に掲げる事項を記載した議事録を調製しなければならない。

一 開会の日時及び場所(理事会の場所を定めた場合に限り、当該場所に存しない理事又はその会議の組織員が理事会に出席した場合における当該出席の方法を含む。)又は方法(理事会の場所を定めなかった場合に限る。)

第2節 理事

(理事会)

第20条 理事会は、少なくとも隔月1回開催するほか、理事長が必要と認めた場合又は理事総数の3分の1以上の請求があつた場合に開催する。

2 理事会の招集は、理事長が行う。

3 理事長は、理事会を招集しようとするときは、5日前までに日時、場所及び議案を各理事に通知しなければならない。ただし、緊急止むを得ないときは、この限りでない。

(新設)

(新設)

(新設)

4 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の議事録)

第23条 議長は、次に掲げる事項を記載した議事録を調製しなければならない。

一 開会の日時及び場所

二～六 (略)

2 (略)

(基本財産の種類)

第56条 基本財産に属する財産は、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 基本財産積立金

ア (略)

イ 土地改良施設更新積立金 定款第52条第3項の規定による積立金

ウ 事業積立金 土地改良事業等を行うために必要な積立金
(イの土地改良施設更新積立金を除く)

三 (略)

2 この規約に定めるもののほか、土地改良施設更新積立金の積立及び管理に関する規程は、理事会で定め、総代会の承認を受けなければならない。

(基本財産積立金の積立)

第57条 毎年度基本財産積立金として積み立てる額は、次のとおりとする。

一 備荒積立金 ○○千円以上

二 土地改良施設更新積立金 施設更新積立計画による額

三 事業積立金 年次積立計画による額

第8章 補則

(電磁的方法)

二～六 (略)

2 (略)

(基本財産の種類)

第56条 基本財産に属する財産は、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 基本財産積立金

ア (略)

イ 事業積立金 土地改良事業等を行うために必要な積立金

三 (略)

(新設)

(基本財産積立金の積立)

第57条 毎年度基本財産積立金として積み立てる額は、次のとおりとする。

一 備荒積立金 ○○千円以上

(新設)

二 事業積立金 年次積立計画による額

第8章 補則

(電磁的方法)

第64条 定款第56条第1項の電磁的方法は、次に掲げる方法をいう。

一・二 (略)

三 WEB会議システムによる方法

2 定款第56条第2項の電磁的記録は、次に掲げるものに記録する方法をいう。

一・二 (略)

3 (略)

【備考】

本条第1項第1号及び第2号のほか、書面に交付又はその他の行為に代えて行う電磁的方法を定める場合は、この土地改良区の地区内における情報通信技術の進展の状況を踏まえて、同項第3号以降に加えること。

第64条 定款第55条第1項の電磁的方法は、次に掲げる方法をいう。

一・二 (略)

(新設)

2 定款第55条第2項の電磁的記録は、次に掲げるものに記録する方法をいう。

一・二 (略)

3 (略)

(新設)

改 正 後	改 正 前
（目的） 第1条 この土地改良区連合は、農業生産の基盤の整備及び<u>保全</u>を図り、もって農業の生産性の向上、<u>農業生産の増大</u>、消費者の需要に即した農業生産の推進、<u>農業構造の改善及び農業生産活動の継続的な実施</u>に資することを目的とする。 （公告の方法） 第6条 この土地改良区連合の公告は、土地改良区連合の事務所の<u>掲示場及び所属土地改良区の事務所の掲示場</u>に掲示してこれをするとともに、その公告の内容についてインターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法を併せて行う。 【備考】 自らのウェブサイトの有しておらず、<u>かつ</u>、関係団体又は関係機関のウェブサイトへの掲載<u>も</u>できない場合など、インターネットによる公表が困難な場合には、本条を次のように改めることができる。 （公告の方法） 第6条 この土地改良区連合の公告は、土地改良区連合の事務所の<u>掲示場、所属土地改良区の事務所の掲示場及びこの土地改良区連合に所属する土地改良区の地区の属する市町村の事務所の掲示場</u>に掲示してこれをする。 2 （略）	（目的） 第1条 この土地改良区連合は、農業生産の基盤の整備及び<u>開発</u>を図り、もって農業の生産性の向上、<u>農業総生産の増大</u>、<u>農業生産の選択的拡大及び農業構造の改善</u>に資することを目的とする。 （公告の方法） 第6条 この土地改良区連合の公告は、土地改良区連合の事務所の<u>掲示場、所属土地改良区の事務所の掲示場及びこの土地改良区連合に所属する土地改良区の地区の属する市町村の事務所の掲示場</u>に掲示してこれをするとともに、その公告の内容についてインターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法を併せて行う。 【備考】 自らのウェブサイトの有しておらず、<u>また</u>関係団体又は関係機関のウェブサイトへの掲載できない場合など、インターネットによる公表が困難な場合には、本条を次のように改めること。 （公告の方法） 第6条 この土地改良区連合の公告は、土地改良区連合の事務所の<u>掲示場、所属土地改良区の事務所の掲示場及びこの土地改良区連合に所属する土地改良区の地区の属する市町村の事務所の掲示場</u>に掲示してこれをする。 2 （略）

(議決方法の特例等)

第14条 総会においては、定款の変更、事業の実施に関する計画の設定、変更及び廃止、連携管理保全計画の認可の申請、役員の改選、規約の設定、変更及び廃止、管理規程の設定、変更及び廃止、利水調整規程の設定、変更及び廃止並びに解散その他重要な事項を除いて、急施を要することが明白である事項に限り、あらかじめ通知した事項以外の事項であってもこれを議決することができる。

第3章 役員

(役員の定数)

第17条 (略)

2 (略)

【備考】

①～④ (略)

⑤ 役員の定数を○人以上○人以内と規定する場合には、上限の定数は下限の定数の1.5倍までとすること。

⑥ 役員の数、所属土地改良区の地域の広狭、事業の分量、組合員数等を考慮して定められるべきものであり、みだりに役員数を多くしないこと。

なお、委員会制度を活用する等の措置を講ずることが望ましい。

(基本財産)

第30条 (略)

(議決方法の特例等)

第14条 総会においては、定款の変更、事業の実施に関する計画の設定、変更及び廃止、役員の改選、規約の設定、変更及び廃止、管理規程の設定、変更及び廃止、利水調整規程の設定、変更及び廃止並びに解散その他重要な事項を除いて、急施を要することが明白である事項に限り、あらかじめ通知した事項以外の事項であってもこれを議決することができる。

第3章 役員

(役員の定数)

第17条 (略)

2 (略)

【備考】

①～④ (略)

⑤ 役員の数、所属土地改良区の地域の広狭、事業の分量、組合員数等を考慮して定められるべきものであり、みだりに役員数を多くしないこと。

なお、委員会制度を活用する等の措置を講ずることが望ましい。

(基本財産)

第30条 (略)

2 (略)

3 この土地改良区連合は、その管理する土地改良施設（当該土地改良施設と密接に関連する施設を含む。）について、将来行われるべき当該土地改良施設の更新のために行う当該土地改良施設の変更に必要な費用に充てるための資金を、前項の基本財産として積み立てるものとする。

(財産の分配の制限)

第31条 この土地改良区連合の財産については、解散又は所属土地改良区が脱退するときでなければ所属土地改良区に分配することができない。

(残余財産の帰属者)

第32条 この土地改良区連合が解散（法第81条第2項の規定による解散を除く。）した場合における残余財産は、解散のときにおける所属土地改良区の協議により選定した地方公共団体、所属土地改良区又は他の土地改良区に帰属する。

2 前項の協議により、所属土地改良区以外で残余財産を帰属させる者を選定しようとするときは、あらかじめその者の承諾を得ておかなければならない。

(事業年度)

第33条 (略)

(電磁的方法)

第34条 この定款の規定により、書面を交付することとされる通知

2 (略)

(新設)

(財産の分配の制限)

第31条 この土地改良区連合の財産については、解散又は所属土地改良区が脱退するときでなければ組合員に分配することができない。

(新設)

(事業年度)

第32条 (略)

(電磁的方法)

第33条 この定款の規定により、書面を交付することとされる通知

その他の行為については、規約の定めるところにより、書面の交付又はその他の行為に代えて、電磁的方法により行うことができるものとする。

2 (略)

(委任)

第35条 (略)

その他の行為については、規約の定めるところにより、書面の交付に代えて、電磁的方法により行うことができるものとする。

2 (略)

(委任)

第34条 (略)

○土地改良区会計基準の制定について（平成31年 2 月14日付け30農振第2938号農林水産省農村振興局長通知）一部改正新旧対照表
（下線部分は改正部分）

改 正 後					改 正 前				
（別紙） 別表第 1 （第 1 の 5 関係） 科目一覧表 貸借対照表 【 資産の部 】 固定資産					（別紙） 別表第 1 （第 1 の 5 関係） 科目一覧表 貸借対照表 【 資産の部 】 固定資産				
款	項	目	節	説明	款	項	目	節	説明
（略）				（略）	（略）	（略）			（略）
基本財産				土地改良区の事業活動の遂行に不可欠なものとして定款及び規約において基本財産と定めたもの	基本財産				土地改良区の事業活動の遂行に不可欠なものとして定款及び規約において基本財産と定めたもの
	（略）			（略）		（略）			（略）
	備荒積立金			（略）		備荒積立金			（略）
	<u>土地改良施設更新積立金</u>			<u>管理する土地改良施設（当該土地改良施設と密接に関連する施設を含む。）の更新のために行う当該土地改良施設の変更に必要なとなる費用に充てるための積立</u>		（新設）			（新設）

				金で、規約において基本財産のうち基本財産積立金として定めたもの					
	事業積立金			土地改良事業（ <u>土地改良施設更新積立金</u> により行う更新等を除く。）等を行うために必要な積立金で、規約において基本財産のうち基本財産積立金として定めたもの		事業積立金			土地改良事業（ <u>特定資産の施設更新積立資産</u> により行う更新等を除く。）等を行うために必要な積立金で、規約において基本財産のうち基本財産積立金として定めたもの
	(略)			(略)		(略)			(略)
特定資産				特定の目的のために使用、保有又は運用方法等に制約を課した資産をいう。預金や有価証券等の金融資産に限らず、土地改良施設や土地等も含まれる。 なお、下記以外に、具体的に必要な積立目的がある積立金については、別途〇〇積立資産として科目を設定する。	特定資産				特定の目的のために使用、保有又は運用方法等に制約を課した資産をいう。預金や有価証券等の金融資産に限らず、土地改良施設や土地等も含まれる。 なお、下記以外に、具体的に必要な積立目的がある積立金については、別途〇〇積立資産として科目を設定する。

	(略)			(略)
	転用決済金 積立資産			(略)
	(削る。)			(削る。)
(略)	(略)	(略)		(略)

収支予算書・収支決算書
収入

款	項	目	節	説明
(略)	(略)	(略)		(略)
基本財産取 崩収入				基本財産を取り崩すこ とで生じる収入
	備荒積立金 取崩収入			(略)
	<u>土地改良施 設更新積立 金取崩収入</u>			<u>土地改良施設更新積立 金を取り崩すことで生 じる収入</u>
	(略)			(略)
特定資産取 崩収入				特定財産を取り崩すこ とで生じる収入 ほかに積立資産がある

	(略)			(略)
	転用決済金 積立資産			(略)
	<u>施設更新積 立資産</u>			<u>所有土地改良施設及び 管理委託土地改良施設 の更新費用等に充当す る積立金（基本財産の 事業積立金に充てる土 地改良事業は除く。）</u>
(略)	(略)	(略)		(略)

収支予算書・収支決算書
収入

款	項	目	節	説明
(略)	(略)	(略)		(略)
基本財産取 崩収入				基本財産を取り崩すこ とで生じる収入
	備荒積立金 取崩収入			(略)
	(新設)			(新設)
	(略)			(略)
特定資産取 崩収入				特定財産を取り崩すこ とで生じる収入 ほかに積立資産がある

				場合、具体的な名称を記載（〇〇積立資産取崩）
	（略）			（略）
	転用決済金 積立資産取崩収入			（略）
	（削る。）			（削る。）
（略）	（略）			（略）

支出

款	項	目	節	説明
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
基本財産積立支出				基本財産を積み増すための支出額
	備荒積立金支出			（略）
	<u>土地改良施設更新積立金支出</u>			<u>土地改良施設更新積立金を積み増すための支出額</u>
	（略）			（略）
特定資産積立支出				積立資産を積み増すための支出額 ほか に積立資産がある場合、具体的な名称を記

				場合、具体的な名称を記載（〇〇積立資産取崩）
	（略）			（略）
	転用決済金 積立資産取崩収入			（略）
	<u>施設更新積立資産取崩収入</u>			<u>施設更新積立資産を取り崩すことで生じる収入</u>
（略）	（略）			（略）

支出

款	項	目	節	説明
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
基本財産積立支出				基本財産を積み増すための支出額
	備荒積立金支出			（略）
	（新設）			（新設）
	（略）			（略）
特定資産積立支出				積立資産を積み増すための支出額 ほか に積立資産がある場合、具体的な名称を記

				載（〇〇積立資産積立支出）
	転用決済金 積立資産積立支出			（略）
	（削る。）			（削る。）
（略）	（略）			（略）

別表第2（第1の5関係）

貸借対照表

年 月 日現在

（単位：円）

科目	当年度	前年度	増減
（略）			
（1）基本財産			
（略）			
備荒積立金			
<u>土地改良施設更新積立金</u>			
（略）			
（2）特定資産			
（略）			
転用決済金積立資産			
（削る。）			

				載（〇〇積立資産積立支出）
	転用決済金 積立資産積立支出			（略）
	<u>施設更新積立資産積立支出</u>			<u>所有土地改良施設及び管理委託土地改良施設の更新費用等に充当する積立金</u>
（略）	（略）			（略）

別表第2（第1の5関係）

貸借対照表

年 月 日現在

（単位：円）

科目	当年度	前年度	増減
（略）			
（1）基本財産			
（略）			
備荒積立金			
（新設）			
（略）			
（2）特定資産			
（略）			
転用決済金積立資産			
<u>施設更新積立資産</u>			

(略)			
-----	--	--	--

貸借対照表総括表

年 月 日現在

(単位：円)

科目	一般会計	〇〇特別会計	内部取引消去	合計
(略)				
(1) 基本財産				
(略)				
備荒積立金				
<u>土地改良施設更新積立金</u>				
(略)				
(2) 特定資産				
(略)				
転用決済金積立資産				
(削る。)				
(略)				

正味財産増減計算書

年 月 日から 年 月 日まで

(単位：円)

科目	当年度	前年度	増減
(略)			
<u>有価証券売却益</u>			
(略)			

(略)			
-----	--	--	--

貸借対照表総括表

年 月 日現在

(単位：円)

科目	一般会計	〇〇特別会計	内部取引消去	合計
(略)				
(1) 基本財産				
(略)				
備荒積立金				
(新設)				
(略)				
(2) 特定資産				
(略)				
転用決済金積立資産				
<u>施設更新積立資産</u>				
(略)				

正味財産増減計算書

年 月 日から 年 月 日まで

(単位：円)

科目	当年度	前年度	増減
(略)			
<u>有価証券売却額</u>			
(略)			

正味財産増減計算書総括表
年 月 日から 年 月 日まで

(単位：円)

科目	一般会計	〇〇特別会計	内部取引消去	合計
(略)				
<u>有価証券売却益</u>				
(略)				

財務諸表に対する注記

7 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、次のとおりである。

(単位：円)

科目	帳簿価額	時価	評価損益
合計			

正味財産増減計算書総括表
年 月 日から 年 月 日まで

(単位：円)

科目	一般会計	〇〇特別会計	内部取引消去	合計
(略)				
<u>有価証券売却益</u>				
(略)				

財務諸表に対する注記

7 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価格、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価格、時価及び評価損益は、次のとおりである。

(単位：円)

科目	帳簿価額	時価	評価損益
合計			

○土地改良区の会計細則例の制定について（平成31年 2 月14日付け30農振第2939号農林水産省農村振興局長通知）一部改正新旧対照表
（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
(別添) 会計細則例 第 7 章 固定資産会計事務 (固定資産の範囲) 第60条 固定資産とは、次に掲げるものをいう。ただし、時の経過によりその価値を減少する資産については、耐用年数が1年以上で、かつ、取得価額が10万円以上（所有土地改良施設及び受託土地改良施設使用収益権は除く。）のものをいう。 (1) 基本財産 山林、宅地及びその従物、備荒積立金、<u>土地改良施設更新積立金</u>、事業積立金、基本財産有価証券等 (2) 特定資産 所有土地改良施設、土地改良施設用地等、水利権、受託土地改良施設使用収益権、財政調整積立資産、職員退職給付引当積立資産、役員退任慰労金積立資産、<u>転用決済金積立資産、減債積立資産</u>、建物等更新積立資産、土地改良建設仮勘定、附帯事業施設等 (3) (略) [備考] (略)	(別添) 会計細則例 第 7 章 固定資産会計事務 (固定資産の範囲) 第60条 固定資産とは、次に掲げるものをいう。ただし、時の経過によりその価値を減少する資産については、耐用年数が1年以上で、かつ、取得価額が10万円以上（所有土地改良施設及び受託土地改良施設使用収益権は除く。）のものをいう。 (1) 基本財産 山林、宅地及びその従物、備荒積立金、事業積立金、基本財産有価証券等 (2) 特定資産 所有土地改良施設、土地改良施設用地等、水利権、受託土地改良施設使用収益権、財政調整積立資産、職員退職給付引当積立資産、役員退任慰労金積立資産、<u>転用決済金積立資産、施設更新積立資産、減債積立資産</u>、建物等更新積立資産、土地改良建設仮勘定、附帯事業施設等 (3) (略) [備考] (略)

○土地改良区が管理する土地改良施設に係る施設更新事業等に要する費用の積立てについて（平成31年2月14日付け30農振第2942号農林水産省農村振興局長通知）一部改正新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
（別添） 土地改良区が管理する土地改良施設に係る施設更新事業等に要する費用の積立てに関する取扱要領 1 趣旨 土地改良区が管理する土地改良施設の老朽化が進行する中で、<u>将来行われることとなる土地改良施設の大規模修繕や施設更新事業に要する費用に充てるための資金を計画的に積み立てることの重要性が増していることから、土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）第42条及び各土地改良区の定款（土地改良区定款例（昭和40年3月22日付け40農地B第881号農林省農地局長通知）第52条第3項に準じた規定をいう。）の規定に基づき、積み立てる資金の積立ての計画（以下「施設更新積立計画」という。）を策定して、土地改良区関係組合員の理解を醸成し、併せて適切な会計処理を行うことにより、もって、当該施設更新事業等に要する費用の計画的な積立てを促進するものである。</u> 2 （略） 3 土地改良施設に係る施設更新積立計画（案）の策定 （1）施設更新積立計画（案）の策定 上記2から得られた土地改良施設の会計上の情報を基に、土	（別添） 土地改良区が管理する土地改良施設に係る施設更新事業等に要する費用の積立てに関する取扱要領 1 趣旨 土地改良区が管理する土地改良施設の老朽化が進行する中、<u>土地改良区が管理する土地改良施設の維持管理計画と整合した当該土地改良施設の施設更新積立計画を樹立することにより施設更新事業等に関する土地改良区関係組合員の理解を醸成し、併せて適切な会計処理を行うことにより、もって、当該施設更新事業等に要する費用の計画的な積立てを促進するものである。</u> 2 （略） 3 土地改良施設に係る施設更新積立計画（案）の策定 （1）施設更新積立計画（案）の策定 上記2から得られた土地改良施設の会計上の情報を基に、土

地改良区は、土地改良施設の大規模修繕及び施設更新事業（以下「施設更新事業等」という。）に係る以下の事項を内容とする施設更新積立計画（以下「積立計画」という。）の案を策定するものとする。

（積立計画（案）の策定事項）

- ① 積立ての目的
- ② 積立計画の内容
- ③ 施設更新事業等の概要
（削る）
- ④ 積立金の算定方法
- ⑤ その他必要な事項

なお、積立計画の記載内容は、別紙１の「土地改良区施設更新積立計画（例）」を参照するものとする。

（２）積立計画（案）中、③の施設更新事業等の概要の作成に当たっては、貸借対照表から得られる土地改良区が管理する土地改良施設に係る減価償却累計額等の情報を基に作成するものとする。

また、貸借対照表から得られる土地改良施設の会計上の情報は、土地改良施設についての貸借対照表価額が、原則として取得価額で表示されていることから、積立計画（案）の策定に当たっては、必要となる所要額を策定時点の価額で見積もることができるものとする。

なお、国、県等の関係機関からの情報により、具体の施設の更新の時期及び費用（土地改良区負担額）の概要が明らかである場合は、貸借対照表から得られる土地改良区が管理する土地改良施設の会計上の情報に代えて、これを基に③の施設更新事

地改良区は、土地改良施設の大規模修繕及び施設更新事業（以下「施設更新事業等」という。）に係る以下の事項を内容とする施設更新積立計画（以下「積立計画」という。）の案を策定するものとする。

（積立計画（案）の策定事項）

- ① 積立ての目的
- ② 積立計画の内容
- ③ 施設更新事業等の概要
- ④ 積立金の積立て・取崩しによる土地改良区収支への影響
- ⑤ 積立金の算定方法
- ⑥ その他必要な事項

なお、積立計画の記載内容は、別紙１の「土地改良区施設更新積立計画（例）」を参照するものとする。

（２）積立計画（案）中、③の施設更新事業等の概要の作成に当たっては、貸借対照表から得られる土地改良区が管理する土地改良施設に係る減価償却累計額等の情報を基に作成するものとする。

なお、貸借対照表から得られる土地改良施設の会計上の情報は、土地改良施設についての貸借対照表価額が、原則として取得価額で表示されていることから、積立計画（案）の策定に当たっては、必要となる所要額を策定時点の価額で見積もるものとする。

業等の概要を作成することができる。

(3) 積立計画(案)中、④の積立金の算定方法の作成に当たっては、土地改良施設に係る施設更新事業等の実施時期及びその事業費のうち土地改良区が負担することとなる予定負担額を試算し、土地改良区において、現在の組合員世代と将来の組合員世代との負担の均衡を考慮し、積立てすべき水準を概定するものとする。

4 施設更新事業等に要する経費の財源と積立て

(1) 土地改良区は、次に掲げる資金を積立てに充当することができるものとする。

① 法第43条第2項の規定に基づき徴収する決済金の中で将来必要となる大規模修繕費等に相当する額を徴収している場合には、徴収額のうち当該相当額

② 毎年度の収支決算において、剰余金が生じた場合であつて、総会又は総代会において当該積立てに繰り入れるものとして議決を得た場合には、当該議決を得た額

③ 施設の耐用年数期間中に必要となる整備補修費(大規模修繕に要する費用及び施設更新事業に要する費用を含む。)として、法第36条第1項の規定により賦課徴収した額(貸借対照表から得られる土地改良施設の会計上の情報に基づき、施設の減価償却累計額を上限として算定した額)

(2) 土地改良区において施設更新事業等に要する費用を積み立てるに当たっては、以下の事項を内容とする施設更新積立金管理規程(以下「積立金管理規程」という。)の案の作成を行うものとする。

(3) 積立計画(案)中、⑤の積立金の算定方法の作成に当たっては、土地改良施設に係る施設更新事業等の実施時期及びその事業費のうち土地改良区が負担することとなる予定負担額を試算し、土地改良区において、現在の組合員世代と将来の組合員世代との負担の均衡を考慮し、積立てすべき水準を概定するものとする。

(新設)

(積立金管理規程（案）の記載事項)

- ① 目的
- ② 積立計画
- ③ 積立方法
- ④ 積立限度額
- ⑤ 取崩方法
- ⑥ 管理方法
- ⑦ その他必要な事項

なお、積立金管理規程の記載内容は、別紙２の「土地改良区施設更新積立金管理規程（例）」を参照するものとする。

また、積立金管理規程は、土地改良区の総会又は総代会の議決を得て定めるものとする。

5 土地改良区の維持管理計画の変更（案）の策定

上記４の(1)の③を積立ての財源とする場合、土地改良区関係組合員に対しては、会計上からの土地改良施設の現在価値の状況の情報に加え、土地改良区の維持管理計画上からも当該土地改良施設に係る維持管理及び施設更新事業等に要する費用等を明らかにする必要があることから、上記２及び３のプロセスを踏まえ、次の費用を維持管理計画の事業費に記載することを内容とする維持管理計画の変更（案）を策定するものとする。

(維持管理計画に計上する事業費の記載項目)

- (１) １事業年度に要する経常的経費の概算額
- (２) 施設の耐用年数期間中に必要となる整備補修費の予定総額及びその１事業年度当たりの平均額

4 土地改良区の維持管理計画の変更（案）の策定

土地改良区関係組合員に対しては、会計上からの土地改良施設の現在価値の状況の情報に加え、土地改良区の維持管理計画上からも当該土地改良施設に係る維持管理及び施設更新事業等に要する費用等を明らかにする必要があることから、上記２及び３のプロセスを踏まえ、次の費用を維持管理計画の事業費に記載することを内容とする維持管理計画の変更（案）を策定するものとする。

(維持管理計画に計上する事業費の記載項目)

- (１) １事業年度に要する経常的経費の概算額
- (２) 施設の耐用年数期間中に必要となる整備補修費(大規模修繕に要する費用及び施設更新事業に要する費用等を含む。)の予定総額及びその１事業年度当たりの平均額

6 土地改良施設に係る積立計画の樹立及び維持管理計画の変更
(1) 土地改良区は、貸借対照表及び積立計画（案）の策定後、関係組合員等に当該各計画等（案）について説明を行い、積立てを行うこと等についての合意形成を図るものとする。

(2) (略)

(3) 上記4の(1)の③を積立ての財源とする場合は、上記6の(1)において維持管理計画の変更（案）を策定し、また、上記6の(2)の総会又は総代会において維持管理計画の変更の議決を得て、都道府県知事の認可を得るものとする。

(削る)

5 土地改良施設に係る積立計画の樹立及び維持管理計画の変更
(1) 土地改良区は、貸借対照表、積立計画（案）及び維持管理計画の変更（案）の策定後、関係組合員等に当該各計画等（案）について説明を行い、積立てを行うこと等についての合意形成を図るものとする。

(2) (略)

(3) また、当該総会又は総代会において、積立計画の議決に併せて、上記4の(2)による事業費の記載内容を変更するため、維持管理計画の変更につき議決及び都道府県知事の認可を得るものとする。

6 施設更新事業等に要する経費の賦課等と積立て

(1) 上記5の(3)の維持管理計画の変更認可後、土地改良区は、当該維持管理計画に基づき、毎年度、土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）第36条第1項の規定により、将来必要となる施設更新事業等に要する費用も土地改良区の行う維持管理事業に要する費用の一部として、賦課徴収することができる。

① 法第42条第2項の規定に基づき徴収する決済金の中で将来必要となる大規模修繕費等に相当する額を徴収している場合には、徴収額のうち当該相当額

② 毎年度の収支決算において、剰余金が生じた場合であって、総会又は総代会において当該積立てに繰り入れるものとして議決を得た場合には、当該議決を得た額

(2) 土地改良区において施設更新事業等に要する費用を積み立て

7 積立金の会計処理と取崩し

- (1) 積立金管理規程に基づく積立金は、貸借対照表の資産の部の(款) 基本財産、(項) 土地改良施設更新積立金として計上し、適切に管理するものとする。

なお、土地改良区において、一般会計のほか維持管理事業に係る特別会計を設けている場合には、積立金は、当該会計区分ごとに計上するものとする。

- (2) 積立金の取崩しに当たっては、その都度、総会又は総代会の承認を得るものとする。

なお、当該積立金には、維持管理に要する費用として徴収し

るに当たっては、以下の事項を内容とする施設更新積立金管理規程（以下「積立金管理規程」という。）の案の作成を行うものとする。

（積立金管理規程（案）の記載事項）

- ① 目的
- ② 積立計画
- ③ 積立方法
- ④ 積立限度額
- ⑤ 取崩方法
- ⑥ 管理方法
- ⑦ その他必要な事項

なお、積立金管理規程の記載内容は、別紙2の「土地改良区施設更新積立金管理規程（例）」を参照するものとする。

また、積立金管理規程は、土地改良区の理事会の議決を経て定めるものとする。

7 積立金の会計処理と取崩し

- (1) 積立金管理規程に基づく積立金は、貸借対照表の資産の部の(款) 特定資産、(項) 施設更新積立資産として計上し、適切に管理するものとする。

なお、土地改良区において、一般会計のほか維持管理事業に係る特別会計を設けている場合には、積立金は、当該会計区分ごとに計上するものとする。

- (2) 積立金の取崩しに当たっては、その都度、総会又は総代会の承認を得るものとする。

なお、当該積立金には、維持管理に要する費用として徴収し

た賦課金のほか、法第43条第2項の規定に基づき徴収する決済金の一部及び毎年度の収支決算上の剰余金の一部も含まれることから、その取崩しに当たっては、土地改良区が管理する土地改良施設の施設更新事業等に要する費用に加え、土地改良区が管理する土地改良施設と密接に関連する施設で、国、都道府県、市町村又は独立行政法人水資源機構が管理するものの施設更新事業等に要する費用に係る負担金又は分担金に充てることができるものとする。

この場合、積立金管理規程の取崩方法の規定にその旨記載するとともに、土地改良区の財務諸表に対する注記にも、当該国、都道府県、市町村又は独立行政法人水資源機構等が管理する施設で土地改良区が管理する土地改良施設と密接に関連するものの、取得価額、減価償却累計額、期末残高及びその土地改良区の負担額を記載するものとする。

8 その他

(1)・(2) (略)

(3) 法第48条第1項の規定により土地改良区が自ら行う事業、法第85条の3第1項の規定により国若しくは都道府県に申請する事業、法第87条の2第1項の規定により国若しくは都道府県が自ら行う事業等により、土地改良区が管理する土地改良施設又は当該土地改良施設と密接に関連する施設の更新を行う場合の事業開始手続等における土地改良法施行令(昭和24年政令第295号)第48条の2第2号等の同意徴集手続を要しない土地改良事業の要件に該当することの判定においては、同号に規定する資金等として、定款、規約、積立計画及び積立金管理規程

た賦課金のほか、法第42条第2項の規定に基づき徴収する決済金の一部及び毎年度の収支決算上の剰余金の一部も含まれることから、その取崩しに当たっては、土地改良区が管理する土地改良施設の施設更新事業等に要する費用に加え、土地改良区が管理する土地改良施設と密接に関連する施設で、国、都道府県、市町村又は独立行政法人水資源機構等が管理するものの施設更新事業等に要する費用に係る負担金又は分担金に充てることができるものとする。

この場合、積立金管理規程の取崩方法の規定にその旨記載するとともに、土地改良区の貸借対照表の注記にも、当該国、都道府県、市町村又は独立行政法人水資源機構等が管理する施設で土地改良区が管理する土地改良施設と密接に関連するものの、取得価額、減価償却累計額、期末残高及びその土地改良区の負担額を記載するものとする。

8 その他

(1)・(2) (略)

(新設)

に基づき、(款) 基本財産、(項) 土地改良施設更新積立金として計上した資金を充てるものとする。

別紙 1

土地改良区施設更新積立計画（例）

年 月 総（代）会議決
（ 年 月 改定 総（代）会議決）
〇〇土地改良区

1 積立ての目的

本積立計画は、本土地改良区が管理する土地改良施設及び土地改良区が管理する土地改良施設に関連する施設について、大規模修繕及び施設更新事業（以下「施設更新事業等」という。）に係る費用に充てるための土地改良法第42条及び定款第52条第3項の規定に基づく費用の積立てを行うために必要な事項を定めるものである。

（削る）

別紙 1

土地改良区施設更新積立計画（例）

年 月 総（代）会議決
（ 年 月 改定 総（代）会議決）
〇〇土地改良区

1 積立ての目的

本積立計画は、本土地改良区が管理する土地改良施設及び土地改良区が管理する土地改良施設に関連する施設について、大規模修繕及び施設更新事業（以下「施設更新事業等」という。）に係る費用の積立てを行うために必要な事項を定めるものである。

4 積立金の積立て・取崩しによる土地改良区収支への影響

積立期間である 年度から 年度までの毎年度は、積立てを行う前年度と比較し、毎年度000千円の積立額の増（なお、経常賦課金については、10アール当たり000円の増）となる。

なお、施設更新事業等が〇〇（県営）事業により実施されることを想定しており、 年度から 年度までの毎年度は、000, 000千円の積立金の取崩しを行う予定である。

4 積立額の算定方法

積立ては、総（代）会の議決を得て、転用決済金又は毎年度の収支決算における剰余金の一部を積み立てることができるものとする。

また、土地改良区が管理する施設ごとの減価償却費を基礎として、その額の %を毎期積み立てることができるものとする。

5 その他

(1) (略)

(2) 積立金の管理のために必要な規程は、別途総（代）会で定めるものとする。

(参考) 維持管理計画書

※ 積立てに当たって維持管理計画の変更を伴う場合は、認可された維持管理計画書の事業費の箇所の写しを添付すること。

別紙 2

土地改良区施設更新積立金管理規程（例）

年 月 日 制定
〇〇土地改良区

(目的)

5 積立額の算定方法

維持管理計画の変更が認可された 年度以降、土地改良区が管理する施設ごとの減価償却費を基礎として、その額の %を毎期積み立てるものとする。

また、積立金への積立ては、総（代）会の議決を得て、転用決済金又は毎年度の収支決算における剰余金の一部を積み立てることができるものとする。

6 その他

(1) (略)

(2) 積立金の管理のために必要な規程は、別途理事会で定めるものとする。

(参考) 維持管理計画書

※ 認可された維持管理計画書の事業費の箇所の写しを添付すること。

別紙 2

土地改良区施設更新積立金管理規程（例）

年 月 日 制定
〇〇土地改良区

(目的)

第1条 本規程は、本土地改良区が管理する土地改良施設の大規模修繕及び施設更新事業等（以下「施設更新事業等」という。）に要する費用に充てるための土地改良法第42条及び定款第52条第3項の規定に基づく費用のための積立金（以下「積立金」という。）の積立て及び管理に関して、必要な事項を定めるものとする。

（積立方法）

第3条 積立金は、次の各号に掲げるものを原資として、総（代）会にて承認された額を毎期積み立てることとする。

- 一 転用決済金積立金
- 二 毎年度の剰余金
- 三 賦課金収入

（取崩方法）

第5条 （略）

2 （略）

3 前項のほか、財務諸表に対する注記において記載する本土地改良区が管理する土地改良施設と密接に関連する施設で、〇〇（※国、県等）が管理する施設の施設更新事業等に要する費用であって本土地改良区が負担又は分担しなければならない費用については、総（代）会の承認を経て、当該負担金又は分担金に充てるため積立金を取り崩すことができる。

（管理方法）

第6条 （略）

2 積立金に属する現金は、規約第58条に示す方法により保管又は

第1条 本規程は、本土地改良区が管理する土地改良施設の大規模修繕及び施設更新事業等（以下「施設更新事業等」という。）に要する費用のための積立金（以下「積立金」という。）の積立て及び管理に関して、必要な事項を定めるものとする。

（積立方法）

第3条 積立金は、次の各号に掲げるものを原資として、総（代）会にて承認された額を毎期積み立てることとする。

- 一 賦課金収入
- 二 転用決済金積立金
- 三 毎年度の剰余金

（取崩方法）

第5条 （略）

2 （略）

3 前項のほか、貸借対照表の注記において記載する本土地改良区が管理する土地改良施設と密接に関連する施設で、〇〇（※国、県等）が管理する施設の施設更新事業等に要する費用であって本土地改良区が負担又は分担しなければならない費用については、総（代）会の承認を経て、当該負担金又は分担金に充てるため積立金を取り崩すことができる。

（管理方法）

第6条 （略）

2 積立金に属する現金は、その目的を示す名称をもってその他の

<u>管理しなければならない。</u> (削る) (削る) (会計) 第7条 積立金は会計区分ごとに、貸借対照表の資産の部の<u>(款)基本財産、(項)土地改良施設更新積立金</u>の名称を付して計上するものとする。 2 (略) (改廃) 第8条 この規程の改廃については、<u>総(代)会</u>の議決を経て行うものとする。	<u>積立金及び現金預金とは区分して保管しなければならない。</u> <u>3 積立金の運用は金融機関への預貯金並びに国債、地方債及び公社債によるものとする。</u> <u>4 前項の国債、地方債及び公社債は、元本の償還及び利息の支払いに支障をきたすおそれのないものを対象としなければならない。</u> (会計) 第7条 積立金は会計区分ごとに、貸借対照表の資産の部の<u>(款)特定資産、(項)施設更新積立資産</u>の名称を付して計上するものとする。 2 (略) (改廃) 第8条 この規程の改廃については、<u>理事会</u>の議決を経て行うものとする。
---	--

○単式簿記方式を継続して貸借対照表を作成する土地改良区の指導要領の制定について（令和３年12月20日付け３農振第2008号農林水産省農村振興局長通知）一部改正新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
（別添） 単式簿記方式を継続して貸借対照表を作成する 土地改良区の指導要領 第１ 総則 ２ 対象土地改良区 会計基準附則第２項の規定に基づく土地改良区は、次のいずれかに該当するもので、土地改良区運営基盤強化協議会（<u>連携管理保全事業の運用について（連携管理保全事業の運用について（令和７年４月１日付け６農振第3019号農林水産省農村振興局長通知）第２に定める土地改良区運営基盤強化協議会をいう。以下同じ。）</u>）が同通知第６の３②イにより選定した土地改良区とする。 ①～⑤ （略） （別添） 会計細則例 第７章 固定資産会計事務 （固定資産の範囲） 第57条 固定資産とは、次に掲げるものをいう。ただし、時の経過によりその価値を減少する資産については、耐用年数が１年以上で、かつ、取得価額が10万円以上（所有土地改良施設及び受託土地改良施設使用収益権は除く。）のものをいう。	（別添） 単式簿記方式を継続して貸借対照表を作成する 土地改良区の指導要領 第１ 総則 ２ 対象土地改良区 会計基準附則第２項の規定に基づく土地改良区は、次のいずれかに該当するもので、土地改良区運営基盤強化協議会（<u>土地改良区運営基盤強化協議会の設置について（令和３年３月23日付け２農振第3599号農林水産省農村振興局長通知）第１に定める土地改良区運営基盤強化協議会をいう。以下同じ。）</u>）が同通知第３の（１）の②により選定した土地改良区とする。 ①～⑤ （略） （別添） 会計細則例 第７章 固定資産会計事務 （固定資産の範囲） 第57条 固定資産とは、次に掲げるものをいう。ただし、時の経過によりその価値を減少する資産については、耐用年数が１年以上で、かつ、取得価額が10万円以上（所有土地改良施設及び受託土地改良施設使用収益権は除く。）のものをいう。

(1) 基本財産

山林、宅地及びその従物、備荒積立金、土地改良施設更新積立金、事業積立金、基本財産有価証券等

(2) 特定資産

所有土地改良施設、土地改良施設用地等、水利権、受託土地改良施設使用収益権、財政調整積立資産、職員退職給付引当積立資産、役員退任慰労金積立資産、転用決済金積立資産、減債積立資産、建物等更新積立資産、附帯事業施設等

(3) (略)

〔備考〕 (略)

(1) 基本財産

山林、宅地及びその従物、備荒積立金、事業積立金、基本財産有価証券等

(2) 特定資産

所有土地改良施設、土地改良施設用地等、水利権、受託土地改良施設使用収益権、財政調整積立資産、職員退職給付引当積立資産、役員退任慰労金積立資産、転用決済金積立資産、施設更新積立資産、減債積立資産、建物等更新積立資産、附帯事業施設等

(3) (略)

〔備考〕 (略)